

## 選挙運動における音楽利用のご注意・ご案内

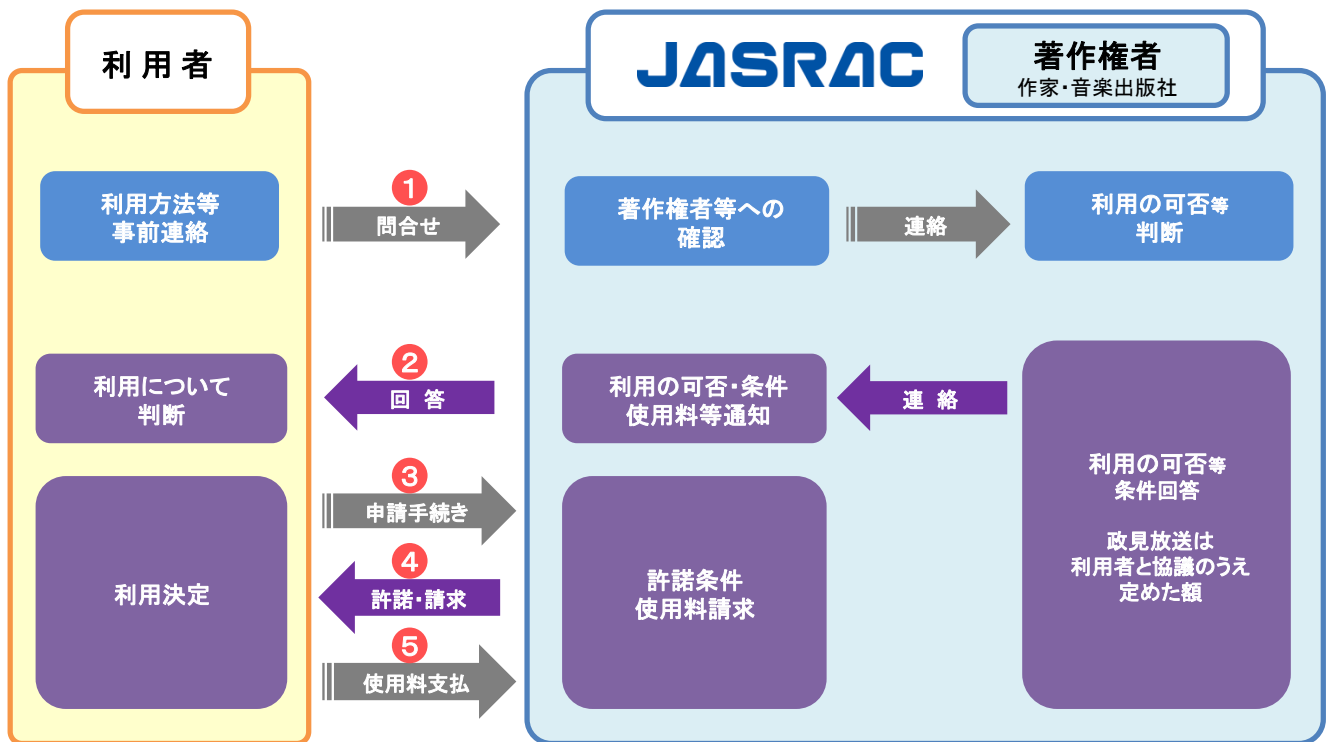
選挙運動音楽利用窓口（インフォメーションデスク）では、選挙運動全般に関する音楽利用の手続きについてご案内しております。

選挙運動で音楽をご利用になる場合は、事前に「著作者の同意」が必要になります。

近年、ブログ、ウェブサイト、動画サイトなど幅広い選挙活動が可能となり、より一層のご注意が必要となってきております。著作者の事前の同意なく選挙運動に音楽が利用され、問題となったケースもこれまで度々あります。ご利用にあたりましては十分ご注意ください（著作者人格権や編曲・替え歌をするときの注意点は[こちら](#)）。

JASRAC の管理楽曲をご利用の際のお手続きの流れは、下図のようになります。

なお、これまでの事例から、著作者の同意が得られないケースも多くございます。ご理解を賜りますようお願いいたします。



※利用方法により JASRAC が管理できない作品は、別途著作者に許諾を受けていただく必要があります。

※市販 CDなどを音源として、他の媒体に複製するなどの場合は、レコード会社にも事前に許可を受けていただく必要があります。

### お問い合わせ先

[選挙運動音楽利用窓口](#)（担当：インフォメーションデスク）

電話 03-3481-2125（受付時間 9:00～17:00 月～金／土日祝除く）